

令和 8 年度
近畿道路啓開計画協議会 第 1 回協議会

開催日時：令和 8 年 6 月 29 日（月）10:00～
開催場所：近畿地方整備局 5 階共用会議室（WEB 併用）

次 第

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 議 事
 - （1）近畿道路啓開計画協議会の規約改正について
 - （2）道路啓開計画策定に係る経緯及び今後の予定について
4. その他
5. 閉 会

近畿道路啓開計画協議会規約

（名称）

第1条 本会は、「近畿道路啓開計画協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、大規模災害発生時における道路啓開を迅速かつ円滑に実施するため、近畿ブロック（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の2府5県の区域）における、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第22条の3に定める道路啓開計画を策定し、道路啓開の実施に係る連絡調整その他道路啓開を効果的に行うために必要な協議を行い、道路啓開の実効性向上を目的とする。

（協議事項）

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議を行うものとする。

- （1）対象となる災害の種類や道路啓開の目標に関すること。
- （2）優先的に道路啓開を実施する路線・区間やその方法に関すること。
- （3）道路啓開に必要な資機材の備蓄又は調達に関すること。
- （4）道路啓開に関する実践的な訓練、情報収集及び伝達に関すること。
- （5）その他、前条の目的を達成するために必要な事項。

（組織）

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために、関連道路管理者及び各種関係団体等（以下、「構成員」という。）をもって組織する。

- 2 協議会には会長、副会長を置くものとし、会長は近畿地方整備局道路部長を、副会長は近畿地方整備局道路情報管理官をもって充てる。
- 3 会長に事故等あるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 協議会の構成員は、別紙ー1のとおりとする。ただし、会長は、必要に応じ構成員以外の者の協議会への出席を求めることができる。
- 5 協議会は、実務的な検討を行うためのワーキンググループを設けることができる。ワーキンググループを設置した場合は、検討結果を協議会に報告しなければならない。

（協議結果の尊重）

第5条 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(協議会及び協議会の資料等の公開)

第6条 協議会は原則として非公開とする。

2 協議会の配付資料及び議事概要は、遅延なく公開するものとする。ただし、道路啓開計画の作成に支障が生じる恐れがあるときは、協議会に諮り、配付資料及び議事概要の全部又は一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 協議会の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

2 事務局は国土交通省近畿地方整備局道路部に置くものとする。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正等は、協議会の協議により行うものとする。

(その他)

第9条 協議会は、法第28条の2第1項の規定に基づき設置するものであり、本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、令和7年9月4日から施行する。

本規約は、令和8年2月24日に改訂する。

本規約は、令和8年6月29日に改訂する。

近畿道路啓開計画協議会 名簿

(順不同)

機 関	役 職	備 考
【道路管理者】		
近畿地方整備局	道路部長	会長
近畿地方整備局	道路情報管理官	副会長
近畿地方整備局	総括防災調整官	
近畿地方整備局	福井河川国道事務所長	
近畿地方整備局	滋賀国道事務所長	
近畿地方整備局	京都国道事務所長	
近畿地方整備局	大阪国道事務所長	
近畿地方整備局	兵庫国道事務所長	
近畿地方整備局	奈良国道事務所長	
近畿地方整備局	和歌山河川国道事務所長	
福井県	土木部長	
滋賀県	県土整備部長	
京都府	建設交通部長	
大阪府	都市整備部長	
兵庫県	土木部長	
奈良県	県土マネジメント部長	
和歌山県	県土整備部長	
京都市	建設局長	
大阪市	建設局長	
堺市	建設局長	
神戸市	建設局長	
中日本高速道路（株）金沢支社	高速道路事業部長	
中日本高速道路（株）名古屋支社	保全・サービス事業部長	
西日本高速道路（株）関西支社	保全サービス事業部長	
阪神高速道路（株）	保全交通部長	
本州四国連絡高速道路（株）	神戸管理センター所長	
本州四国連絡高速道路（株）	鳴門管理センター所長	
滋賀県道路公社	道路部長	
京都府道路公社	常務理事	
大阪府道路公社	統括マネージャー	

兵庫県道路公社	常務理事兼技術部長	
神戸市道路公社	道路管理部長	
【関係機関】		
近畿地方整備局	港湾空港企画官	
近畿地方整備局	河川部水政調整官	
大阪管区气象台	気象防災部長	
福井地方气象台	福井地方气象台長	
警察庁 近畿管区警察局	広域調整部長	
警察庁 中部管区警察局	総務監察・広域調整部長	
福井県警察	交通部長	
滋賀県警察	交通部長	
京都府警察	交通部長	
大阪府警察	交通部長	
兵庫県警察	交通部長	
奈良県警察	交通部長	
和歌山県警察	交通部長	
陸上自衛隊 第3師団司令部	第3師団第3部長	
福井市消防局	消防局長	
大津市消防局	消防局長	
京都市消防局	警防部長	
大阪市消防局	警防部長	
神戸市消防局	警防部長	
奈良県消防長会	警防・防災部会長	
和歌山市消防局	消防副局長	
(一社) 日本建設業連合会 関西支部	土木工事技術委員会委員長	
(一社) 日本道路建設業協会 関西支部	支部長	
(一社) 福井県建設業協会	会長	
(一社) 滋賀県建設業協会	会長	
(一社) 京都府建設業協会	会長	
(一社) 大阪建設業協会	総合企画委員会委員長	
(一社) 兵庫県建設業協会	会長	
(一社) 奈良県建設業協会	会長	
(一社) 和歌山県建設業協会	会長	
(一社) 建設コンサルタンツ協会 近畿支部	支部長	
(一社) 関西地質調査業協会	理事長	
(一社) 全国測量設計業協会連合会 近畿地区協議会	会長	
(一社) 大阪府測量設計業協会	会長	

(一社) 滋賀県測量設計技術協会	会長	
(一社) 日本自動車連盟 関西本部	ロードサービス部長	
(一社) 日本自動車連盟 中部本部	ロードサービス部長	
(一社) 日本建設機械レンタル協会 関西ブロック	関西ブロック長	
(一社) 日本機械土工協会 近畿支部	支部長	
関西電力送配電(株) 地域コミュニケーション部	防災グループチーフマネジャー	
北陸電力送配電(株) 福井支社	技術担当課長	
N T T 西日本(株) 関西支店	設備部長	
N T T 西日本(株) 福井支店	設備部長	
(公社) 日本水道協会 関西地方支部	大阪市水道局長	
大阪ガスネットワーク(株)	供給指令部長	
(一社) 日本コミュニティーガス協会	事務局長	
全国石油商業組合連合会 近畿支部	事務局長	
JVOAD 連携団体・災害 NGO 結	代表	

改正道路法、道路啓開の枠組み

令和8年6月29日

令和8年度 近畿道路啓開計画協議会

第1回協議会

1. 改正道路法における道路啓開の枠組み

道路啓開計画を法定化、実効性のある計画に基づいた道路啓開を実施（承認工事の特例の創設）

※道路啓開：土砂・瓦礫等、自然災害に伴う道路上の障害物除去

背景・必要性

能登半島地震等を受けた「道路啓開」の重要性の認識
（人命救助、ライフラインの早期復旧、孤立集落への交通確保）

激甚化・頻発化する
自然災害への対応強化

これまでの全国の
啓開実績の反映

改正概要

道路啓開計画の策定 及び 記載内容の明確化

対象災害、啓開目標、対象路線・区間、啓開方法、資材・機械の
備蓄・調達、訓練、情報の収集・伝達方法 等

→ 法定協議会（道路管理者＋関係機関）を経て決定

■ 令和6年能登半島地震における道路啓開

- STEP1 各役所（輪島市、能登町、珠洲市）までのアクセス（縦軸・横軸）を確保
- STEP2 多数の孤立集落があるR249等の沿岸部へのアクセス（「くしの歯」の「歯」）を優先的に確保
- STEP3 R249等の沿岸部の孤立集落への啓開を実施



道路啓開の実効性の向上

① 管理区分を超えた啓開作業



事前に協議した対象路線に対し、当該道路管理者以外の者が円滑に作業できるよう措置

② 実践的な啓開訓練



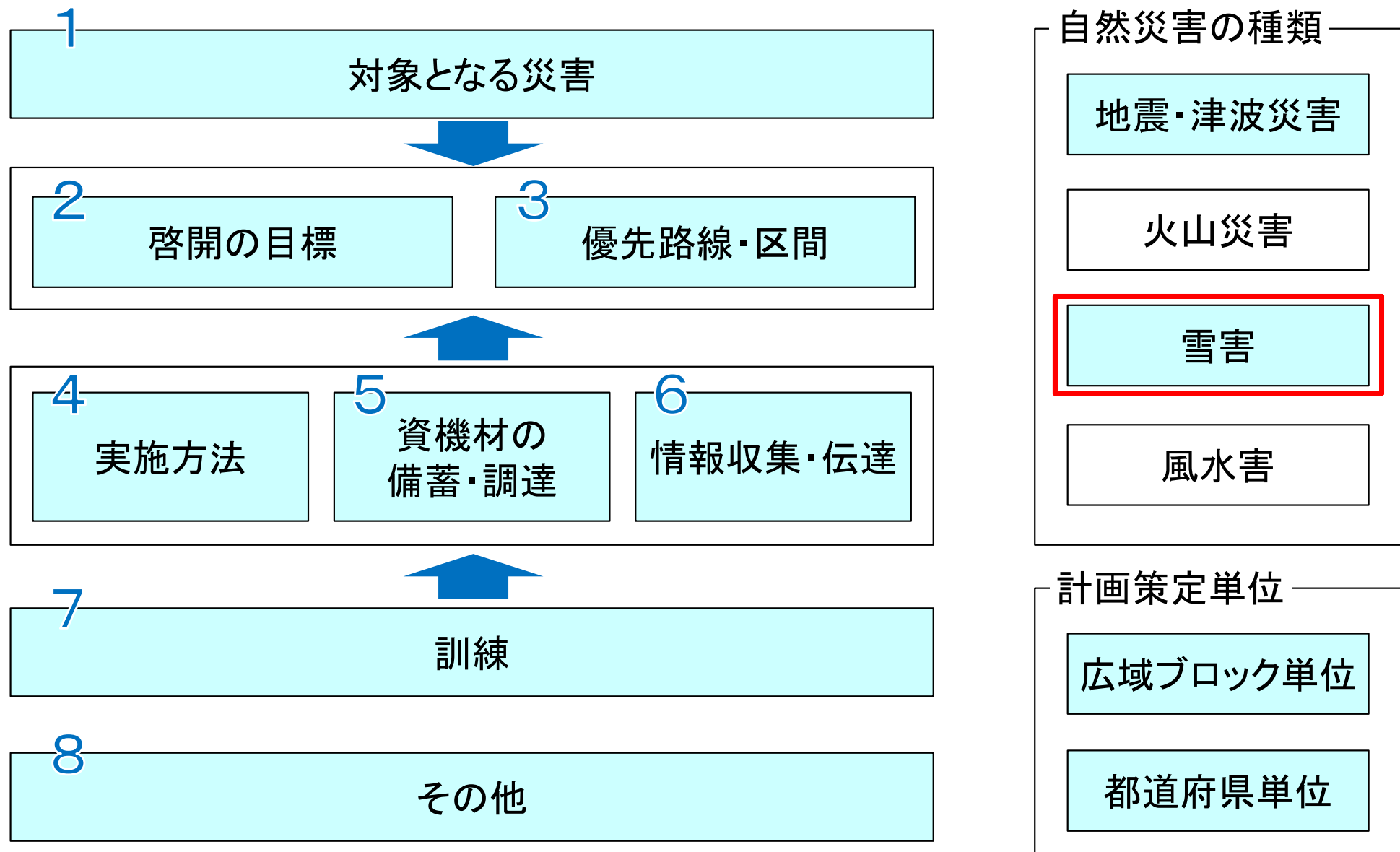
多くの関係者の協力のもとで車両・ガレキ移動、倒壊電柱除却などの訓練を実施

③ 定期的な計画見直し



策定後の災害対応の実績や、地域の災害想定の見直し等を踏まえて計画を見直し

2. 道路啓開計画の基本的な構成



出典：社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会 R7.6.20 第85回資料より作成

計画策定の経緯と今後の予定

令和8年6月29日

令和8年度 近畿道路啓開計画協議会

第1回協議会

【雪害編】今後の予定(案)

令和8年6月29日
(今回)

令和8年度 第1回 近畿道路啓開計画協議会



(ワーキンググループで実務的な検討を実施)



令和8年度内

近畿道路啓開計画(雪害編) 策定・公表



以降

各府県単位 道路啓開計画協議会 開催



各府県単位 道路啓開計画(雪害編) 策定・公表

近畿道路啓開計画（地震・津波編） 計画策定の経緯と今後の予定（案）

令和7年9月 4日

第1回 近畿道路啓開計画協議会



（ワーキンググループで実務的な検討を実施）



令和8年2月24日
（書面開催）

第2回 近畿道路啓開計画協議会



ワーキンググループで道路啓開計画（素案）の確認

令和8年3月24日

第3回 近畿道路啓開計画協議会



令和8年3月27日

改正道路法に基づく
近畿道路啓開計画（地震・津波編） 策定・公表

令和8年6月29日
（今回）

令和8年度 第1回 近畿道路啓開計画協議会



（ワーキンググループ等で計画の精査、ブロック訓練計画などを確認）

【地震・津波編】計画（地震・津波編） 今後の予定（案）

令和8年度 6月頃

各府県単位 道路啓開計画協議会 設立



令和8年度内

各府県単位 道路啓開計画（地震・津波編） 策定・公表